

新潟市地域包括ケア計画

新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

(2021年度～2023年度)

【概要版】



目次

1. 計画策定の趣旨	1	9. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進	8
2. 計画の性格・位置づけ	1	10. 施策体系	9
3. 計画期間	2	11. 施策の展開	10
4. 計画の推進体制	2	12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み	17
5. 高齢化の現状	3	13. 介護保険施設などの基盤整備	18
6. 基本理念・基本方針	4	14. 介護サービス量の見込み	20
7. 地域包括ケアシステム深化・推進のための重点取組事項	5	15. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料	21
8. 日常生活圏域のあり方	8		

1. 計画策定の趣旨

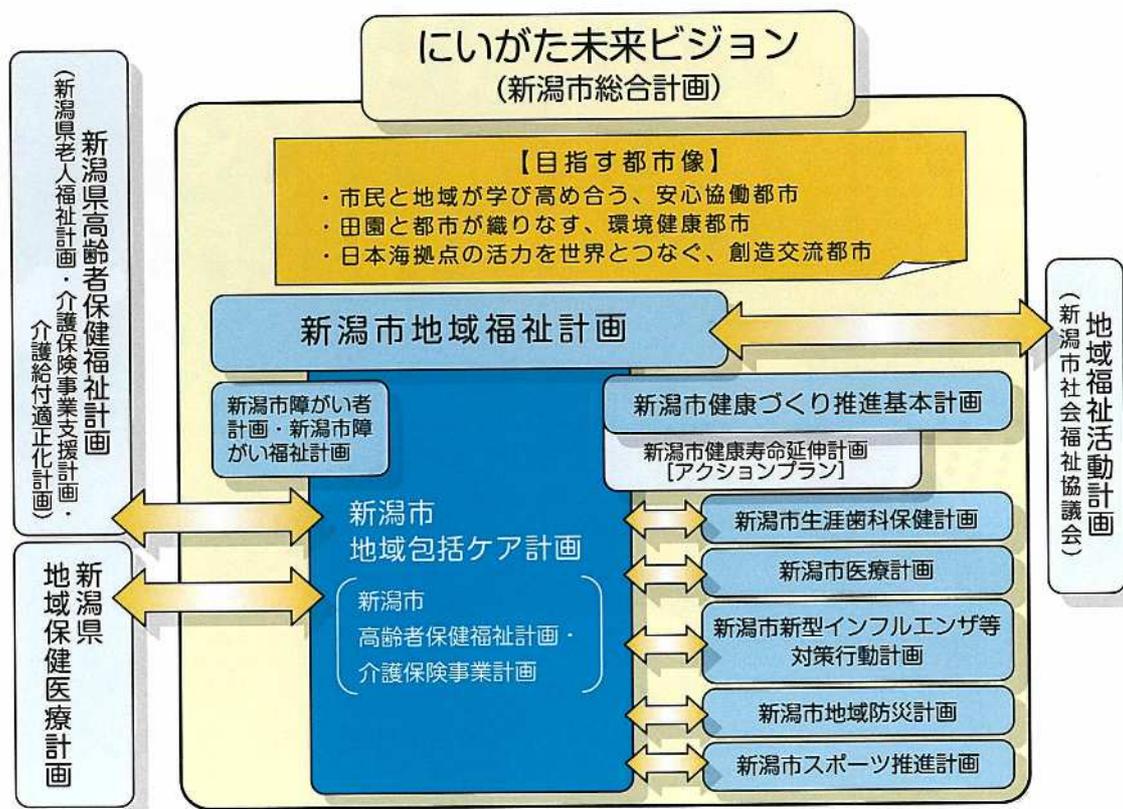
わが国においては、高齢化が急速に進んでおり、本市においても、過去に経験したことのない急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎えています。今後も高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、高齢者やそのご家族に「安心」をお届けするため、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」を策定しました。

本計画は、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護サービス基盤の整備など、本市の高齢者施策について総合的かつ計画的に取り組むために策定するものです。高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、本計画に定める各種施策を推進します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、第6期以降は「地域包括ケア計画」として位置づけられ、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な方針を示すものです。

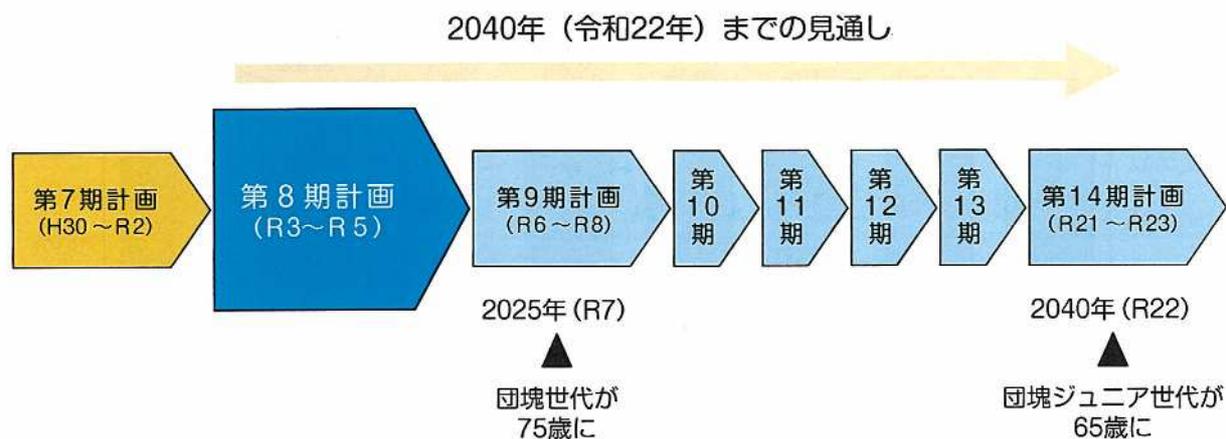
計画の策定にあたっては、「新潟市総合計画」、「新潟市地域福祉計画」を上位計画とし、「新潟市健康づくり推進基本計画」、「新潟市障がい者計画」、「新潟市医療計画」などの諸計画と調和を保つとともに、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域保健医療計画」との整合性を図っています。



3. 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を1期とした計画期間とされており、第8期計画は令和3年度から令和5年度までの3年間となっています。

第8期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）にとどまらず、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据え、引き続き地域包括ケアシステムをより深化・推進するため、高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取り組み等を行っていくものです。



4. 計画の推進体制

介護保険法においては、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが求められています。

本計画では毎年度、施策の実施状況および自立支援・重度化防止の目標達成状況について、データに基づく課題分析を行い、目標の達成状況を評価、公表するとともに、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、公募委員など外部委員で構成する委員会などへの報告を通じた計画の進捗管理を行います。

5. 高齢化の現状

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、令和2年10月1日現在で233,162人、高齢化率29.0%となっており、着実に高齢化が進行しています。また、令和5年には高齢者人口で237,422人、高齢化率は29.9%、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には240,270人、30.5%、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加し、現役世代が急減する令和22年（2040年）には257,077人、35.7%に達する見込みです。

図 本市の総人口・高齢者人口などの将来推移



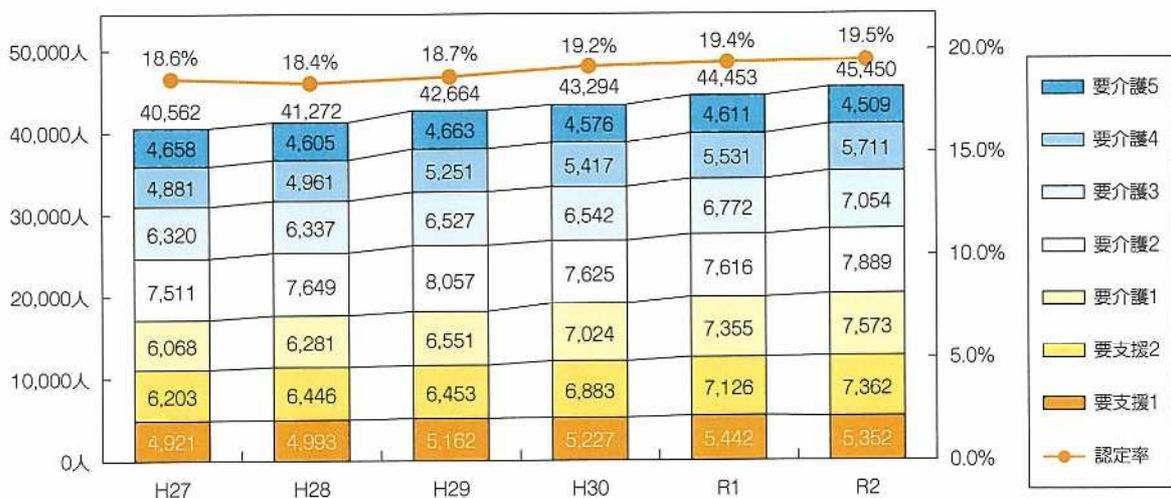
※ 各年10月1日現在。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。

(2) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、ここ数年は年1,000人前後のペースで増加しており、令和2年10月1日現在で45,450人となっています。また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）は、横ばい状態となっており、同日現在で19.5%となっています。

図 本市の介護認定者と認定率の推移



※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。発生率（認定率）は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。

6. 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

高齢者を取り巻く社会・経済情勢は厳しく、また刻々と変化していますが、本市が総合計画で掲げる都市像「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」の実現を目指し、本計画においては以下の基本理念を中心に据え、今後3年間の高齢者福祉施策を進めていきます。

第8期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、高齢者人口がピークを迎えるとともに現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据え、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムをより一層深化・推進するため、その旨を副題として掲げた上で、自分らしくずっと安心して健康に暮らせるまちとなるよう、各種施策に取り組みます。

国の基本指針において、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤とされています。第8期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

【基本理念】自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 (地域包括ケアシステムの深化・推進)

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、具体的な施策を定めていく必要があります。第8期計画においては、第7期計画に引き続き、「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つのキーワードを基礎とした視点（基本方針）に体系を分類し、各種施策を展開します。

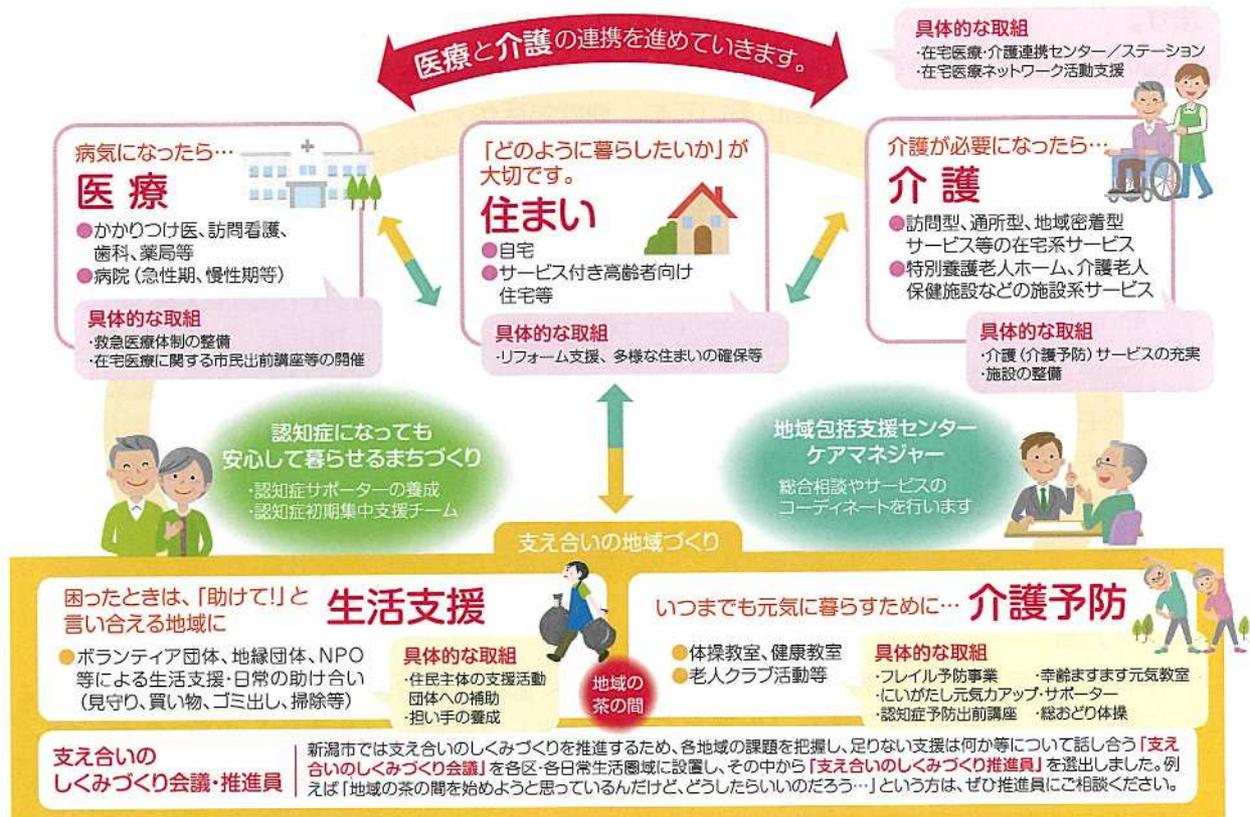
【基本方針】

「予防」	介護予防・健康づくり、社会参加の推進
「生活支援」	生活支援サービス等の充実
「介護」	介護保険サービスの充実
「医療」	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進
「住まい」	住まい・施設の基盤整備の推進

7. 地域包括ケアシステム深化・推進のための重点取組事項

高齢者人口の増大や単身高齢者世帯、認知症高齢者の増加などにより、医療や介護ニーズ、日常生活支援に対するニーズがさらに増す一方、現役世代の人口が減少し、担い手の不足が見込まれるため、地域においてより効果的で効率的に高齢者を支える仕組みが必要です。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、高齢者人口がピークを迎えるとともに現役世代が急減する2040年（令和22年）に向けて、予防・生活支援・介護・医療・住まい、この5つの要素が連携しながら、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう地域全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。



第8期計画においては、本市の実情を踏まえながら、次の事項に重点的に取り組めます。

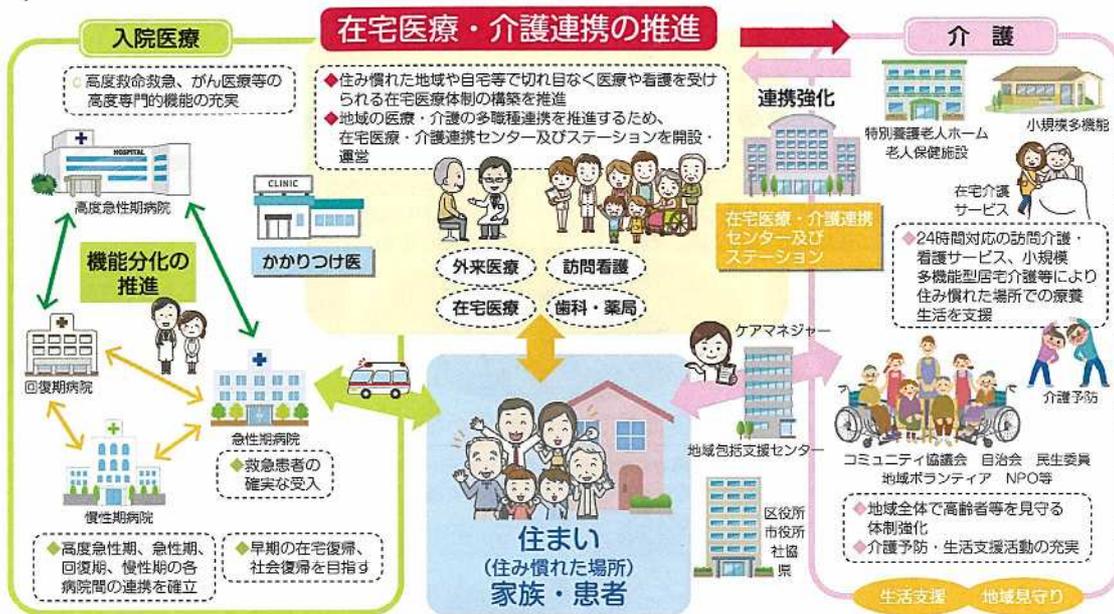
- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援・介護予防・健康づくりの推進
- (4) 介護人材確保の取り組みの強化

(1) 在宅医療・介護連携の推進

市民が疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常の療養支援から急変時の対応、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供することが必要です。

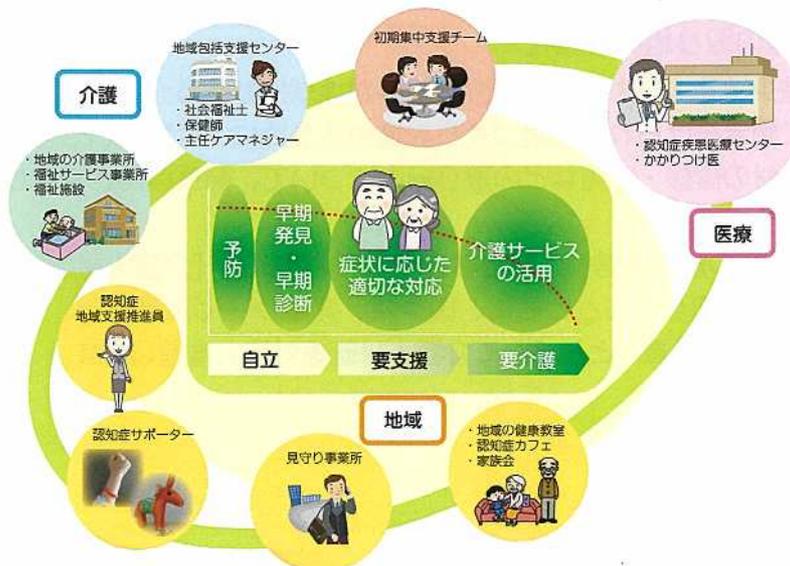
本市においては、平成27年度以降、在宅医療・介護連携センターと、各区に在宅医療・介護連携ステーションを順次設置するほか、各地域で活動する在宅医療ネットワークを支援し、在宅医療・介護連携の取り組みを推進してきました。

一方で、在宅医療を担う医師や看護師などの人材確保や、人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発をさらに強化して取り組みます。



(2) 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策推進大綱に基づき、「正しい知識と理解の普及」、「予防と社会参加」、「医療・介護連携による切れ目のない支援」、「認知症に理解のある地域社会の実現」といった取組方針に沿って、施策を推進していきます。



(3) 生活支援・介護予防・健康づくりの推進

地域包括ケアシステムにおいて、生活支援と介護予防は、専門的なサービスである医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉の土台になると位置づけられています。

本市では、地域の茶の間を生活支援と介護予防の土台として、支え合う地域が生まれ、住民が主体の生活支援や一人ひとりの介護予防・健康づくり（健康寿命の延伸）につながることを目指します。

また、住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けるためには、健康と要介護状態の間であるフレイル（虚弱）の兆候を早期に発見し、「介護予防・健康づくり」に取り組むことが重要になることからフレイル予防にも取り組みます。



(4) 介護人材確保の取り組みの強化

現役世代が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるために、介護という仕事の魅力発信、介護分野で働く人材の確保・定着などの取り組みについて、関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。

本市では、「介護の魅力発信」、「新たな介護人材の確保」、「介護人材の定着支援」の3つの視点から各種施策に取り組むとともに、国や県、介護サービス事業所、介護福祉士養成校、その他介護人材に関わる機関と連携して介護人材確保対策を推進します。

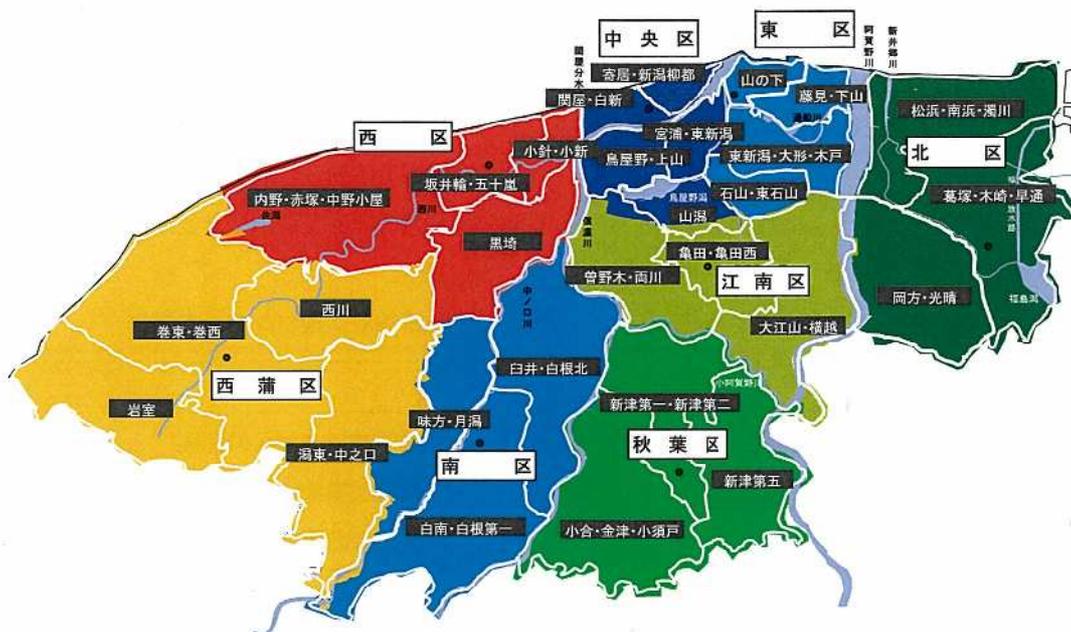
8. 日常生活圏域のあり方

日常生活圏域は、人口、交通事情等の社会的条件や地理的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に置いて、地域の実情に応じて定めるものです。

本市では、単一または複数の中学校区を基本として29の日常生活圏域を設定し、この圏域を単位として、地域密着型サービスなどの基盤整備を行うほか、地域包括支援センターを設置し、高齢者への支援を行っています。

高齢者人口の多い圏域においてはきめ細かな支援体制が構築しづらい状況となっていることから、地域の状況を踏まえ、課題のある圏域については見直しを検討します。

図 本市の日常生活圏域



9. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

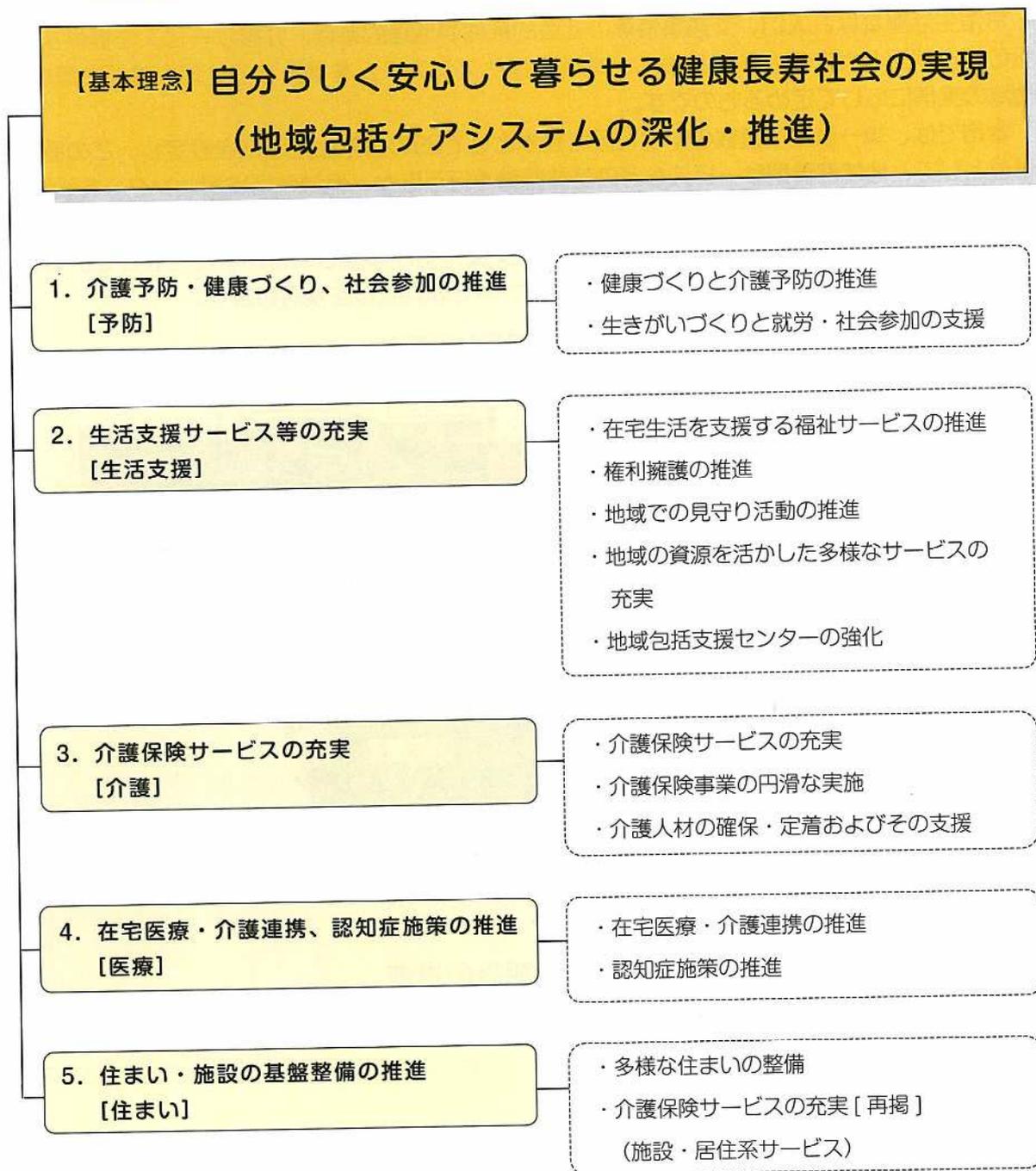
介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を理念としています。

第8期計画では、地域の実情に応じた予防や重度化防止につながるさまざまな施策を多角的に行うことにより、65歳以上の高齢者の要支援・要介護発生率を、過去の実績に基づく計画値未満となることを目標に、高齢者の健康寿命の延伸と、自立支援・重度化防止を推進していきます。

高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに関する目標値		
～高齢者の要支援・要介護発生率～		
R3	R4	R5
19.9% を下回る	20.2% を下回る	20.6% を下回る

※各年10月1日時点の推計値。
発生率の詳細は「12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み」参照。

10. 施策体系



11. 施策の展開

1. 介護予防・健康づくり、社会参加の推進[予防]

(1) 健康づくりと介護予防の推進

健康と要介護状態の間であるフレイルを予防するため、栄養（食・口腔）、運動、社会参加の3つの視点から各種施策に取り組みます。地域のボランティアの協力を得て、関係機関と連携しながら介護予防に取り組み、ボランティア自らの介護予防にもつながるよう、活動の場を広げていきます。高齢者が地域の中で生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進めるため、引き続き地域の茶の間の取り組みを推進し、多様な専門職と連携しながら介護予防の取り組みを充実します。健康づくりや介護予防は高齢者になる前の段階から取り組むことが大切であることから、関係する本市の各種計画とも連携を図っていきます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、全市町村において令和6年度までに開始することになっていることから、高齢者を取り巻く地域課題の洗い出しや既存事業を整理しながら、全庁的に進めていきます。

事業の実施に当たっては、個人情報取り扱いに配慮しつつ、関連データの活用促進を図るための環境整備を進めます。

【関連事業】

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ●介護予防普及啓発事業 | ●地域の茶の間への支援 |
| ●運動器・口腔・認知機能向上・栄養改善のための教室 | ●介護予防把握事業 |
| ●認知症予防出前講座 | ●フレイル予防事業 |
| ●介護予防訪問指導事業 | ●総おどり体操事業 |
| ●介護支援ボランティア事業 | ●特定健康診査・特定保健指導 |
| | ●オーラルフレイル予防事業 |

(2) 生きがいづくりと就労・社会参加の支援

総おどり体操は自宅で参加できるオンライン講習会の周知に努め、これまで外出困難などの理由により講習会へ参加できなかった高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、講師養成講座で指導者ライセンスを修得した高齢者を派遣する講師派遣事業を積極的に広報し、地域の主体的な健康づくりを支援します。

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数が減少傾向にあることから、会員確保や活動における課題を整理し、活動の活性化に向けた仕組みづくりを支援します。

今後進展していく少子・超高齢社会において、労働力人口の減少が見込まれることから、高齢者の就労促進、労働力としての拡大が求められています。多様な就業機会の提供を通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加に資するシルバー人材センターの存在や役割は、より一層重要性を増してくるものと考えられることから、引き続き適切な支援をしていきます。

【関連事業】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ●総おどり体操事業 | ●介護支援ボランティア事業 |
| ●福祉バス運行事業 | ●地域の茶の間への支援 |
| ●全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣 | ●茶の間の学校 |
| | ●生きがい対応型通所事業 |

2. 生活支援サービス等の充実[生活支援]

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

在宅生活を支援する各種福祉サービスについて、実際の利用状況や在宅介護実態調査の結果などを参考に、中長期的な観点から検討を行い、必要な見直しを行います。

また、支援を必要とする在宅高齢者や介護者を各種福祉サービスへ適切につなげるため、介護保険サービスガイドや市ホームページへの掲載だけでなく、他の媒体の活用も検討しながら周知に努めます。

【関連事業】

- 紙おむつ支給事業
- 訪問理美容サービス事業
- あんしん連絡システム事業
- 住宅リフォーム助成事業
- 配食サービス事業
- 公衆浴場入浴券交付事業
- 敬老祝品贈呈事業
- 家族介護教室事業

(2) 権利擁護の推進

高齢者虐待防止連絡協議会において関係機関の連携をより強化し、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。

養介護施設の管理者などへの研修について、より実効性の高い研修となるよう研修後のアンケートなどを分析し内容の精査に努めます。

また、高齢者の権利擁護についての認識を一層深めてもらえるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度および同利用支援事業、相談窓口である地域包括支援センターや成年後見支援センターなどについて、さまざまな媒体を活用し周知を図ります。

【関連事業】

- 高齢者虐待防止連絡協議会の開催
- 高齢者虐待防止相談員の配置
- 緊急一時保護施設の確保
- やむを得ない事由による措置
- 在宅高齢者虐待防止担当職員に対する研修の実施
- 養介護施設従事者などに対する高齢者虐待防止研修の実施
- 高齢者虐待防止のための啓発
- 日常生活自立支援事業への支援
- 成年後見制度利用支援事業
- 地域包括支援センターにおける権利擁護業務
- 成年後見支援センター
- 法人後見事業への支援

(3) 地域での見守り活動の推進

地域包括支援センター、地域住民、民間事業者等と連携し、身近な地域の見守り体制の構築を進め、高齢者が孤立することを防ぎ、安心して地域生活を送れるよう支援します。

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所「地域の茶の間」の立ち上げや運営を支援し、閉じこもり予防や生きがい、助け合いの創出を図ります。

【関連事業】

- 配食サービス事業
- 民生委員児童委員活動
- 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
- 地域での高齢者見守り事業
- 避難行動要支援者支援制度
- 地域の茶の間への支援
- 生きがい対応型通所事業

(4) 地域の資源を活かした多様なサービスの充実

各区および日常生活圏域等に設置される支え合いのしくみづくり会議と支え合いのしくみづくり推進員が中心となって進める、住民主体で支え合い・助け合う地域づくりを支援します。

新たな担い手のすそ野を広げるため、介護の専門職以外の担い手養成に取り組みます。

介護予防や生活支援に対するニーズの増加に対応するため、地域の茶の間をはじめとした居場所づくりや住民主体の生活支援団体の育成など、地域資源の創出を支援します。

社会参加や生きがいの充実等は、高齢者自身の介護予防にもつながることから、多くの高齢者が、地域で支え合い・助け合いの活動の担い手として活躍する機会の拡充を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業については、要介護認定者のサービス利用にも対応するほか、訪問介護・通所介護に相当するサービスに加え、地域の実情に応じ、ボランティア、住民組織やNPO等の多様な事業主体による多様なサービスの充実を図ります。

【関連事業】

- 支え合いのしくみづくり会議・推進員
- 地域包括ケア推進モデルハウス
- 担い手の養成
- 茶の間の学校
- 介護予防・生活支援サービスの充実

(5) 地域包括支援センターの強化

地域の総合相談窓口としての役割を果たしていくため、地域包括支援センターの周知に努めます。

高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを推進するため、認知症初期集中支援チーム、在宅医療ネットワークや在宅医療・介護連携センター・ステーション、支え合いのしくみづくり会議・推進員に加え、居宅介護支援事業所や介護施設などの既存の社会資源との連携を深め、圏域の課題を多角的に把握し、地域包括支援センターと関係機関との互いの役割を明確にしながら、体制の構築を図っていきます。

地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等の多職種を積極的に活用し、高齢者の自立支援・重度化防止に資する取り組みを推進します。

高齢者人口の規模について課題となっているセンターについては、地域の特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう、その体制や担当圏域の見直しを行います。

【関連事業】

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の強化
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

3. 介護保険サービスの充実【介護】

(1) 介護保険サービスの充実

地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う特定施設入居者生活介護については、拠点の確保を推進します。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、適正な運営が行われるよう、指導を継続していきます。

地域密着型サービスは、地域の中重度の要介護認定者や認知症高齢者を支える重要な拠点であることから、今後も計画的に整備を進めます。

また、地域で医療・介護が受けられるよう、介護と看護の機能を有するサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の拠点の確保に努めます。

施設サービスは、入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備に加え、既存の広域型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

【関連事業】

- 訪問介護、通所介護などの介護保険の各サービス

(2) 介護保険事業の円滑な実施

①介護給付適正化と介護サービスの質の確保

限られた資源を効率的・効果的に活用するために、引き続き介護給付適正化事業の柱である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業に取り組むとともに、介護相談員の派遣や専門研修の情報提供等を行うことで、介護サービスの質の向上に努めます。

②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発

介護保険制度の仕組みなどの情報を入手できる「介護保険サービスガイド」を引き続き作成・配布するとともに、本市ホームページや介護サービス情報公表システムを活用し、市内の介護サービス事業者情報など介護保険に関するさまざまな情報を発信することで、介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を効率的に選択できるよう支援します。

「市報にいがた」や新聞折り込みチラシ、パンフレットなどの媒体を活用し、介護サービスの利用主体となる高齢者やその家族も含め、市民に広く介護保険制度の周知を行います。また、「市政さわやかトーク宅配便」による出前講座を実施し、身近な地域で介護保険制度の理念や仕組みを説明しながら、その普及・啓発に取り組みます。

③費用負担に対する配慮

市が独自に実施している保険料の低所得者への減免について、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

社会福祉法人等の事業者による利用者負担の軽減についても、国の制度に加え、引き続き、市独自で支援します。

④災害・感染症に対する備え

日頃から介護事業所等と連携し、災害・感染症に対する備えを促すとともに、防災や感染防止対策など、国・県から得られる必要な情報を事業所へ提供します。

また、「新潟市地域防災計画」、「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、庁内関係部局と連携して、市として事前の備えを充実します。

災害・感染症発生時には、上記計画に基づいて庁内担当部局と協力して対応するとともに、国や県と連携し、情報収集および情報提供に努めます。

【関連事業】

- 介護相談員派遣事業
- 指導監査との連携

- 介護保険料の独自減免
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減

(3) 介護人材の確保・定着およびその支援

①介護の魅力発信

小学生・中学生・高校生などの若者に早くから介護という仕事に親しみを持ってもらうため、介護現場で活躍する職員による学校訪問などを通して、介護の魅力発信を引き続き実施していきます。

また、市民に対して、介護の仕事の本質や魅力を伝えることで、介護職場のイメージ刷新に取り組みます。

②新たな介護人材の確保

労働力人口の減少が見込まれる中、学生や未経験者など新たな介護人材を確保するとともに、元気な高齢者や外国人など多様な人材の参入が必要になります。

介護の仕事に関心のある未経験者や、介護や看護の資格等を有しながら当該職業に従事していない方を対象にした介護施設見学会を実施するとともに、元気な高齢者によるボランティア活動の推進や外国人介護職員への支援を通して、多様な介護人材の確保を目指します。

③介護人材の定着支援

職員が長く介護職場で働き続けるためには、研修体制の充実や職員の負担軽減、介護現場の業務効率化など職場環境の改善が必要になります。専門研修の開催や、介護職員等のキャリアアップのための研修経費補助を引き続き実施し、職員の質の向上に努めるとともに、介護ロボットやICTの導入による業務効率化や職場環境の改善事例を周知するなど、取り組み事例の情報共有を進めることで、介護人材の定着促進を図ります。

④国・県・関係機関との連携について

国・県と連携し、介護人材の総量の確保・定着への支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した各種事業の周知を行います。

さらに、新潟市介護人材確保対策協議会を通じて、市内介護サービス事業者や介護福祉士養成校の代表者と現状・課題の抽出や対応策の可能性について協議し、一体となって介護人材確保・定着に取り組みます。

【関連事業】

- 医療と介護の出前スクール
- 介護施設見学会
- 介護支援ボランティア事業
- 担い手の養成

- 介護職員などを対象とした専門研修
- 介護職員等キャリアアップ支援事業
- 介護人材確保対策協議会

4. 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進[医療]

(1) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療と介護の二ーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等のさまざまな局面において、地域における在宅医療および介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進する体制の整備のため、以下の取り組みを進めます。

- ①在宅医療・介護連携センター、在宅医療・介護連携ステーションを運営し、在宅医療に対する理解と、知識・技術習得のための研修等の機会の充実を図ります。
- ②新潟市医師会および新潟県看護協会等関係機関と協働し、在宅医療を担う訪問診療医および訪問看護師の確保・育成に努めます。
- ③切れ目のない医療・介護提供体制の構築に向け、「医療と介護の連携ハンドブック」の活用を促し、医療・介護が一体となったサービスの提供について考える機会の充実を図ります。
- ④高齢者と、高齢者を支える家族や勤労世代、学生など幅広い世代に向けて、普段から治療や人生最期の過ごし方に関する希望を家族などと共有しておくことの大切さについて、理解と実践を促します。
- ⑤在宅医療や人生の最終段階における医療やケア、看取り等の理解を深める取り組みを強化します。

【関連事業】

- | | |
|-----------------|---|
| ●在宅医療・介護連携推進事業 | ●ご当地連携研修会 |
| ●在宅医療・介護連携推進協議会 | ●医療と介護の市民講座、働く人のための医療・介護セミナー、医療と介護の出前スクール |
| ●地域医療連携強化事業 | |
| ●地域看護連携強化事業 | |

(2) 認知症施策の推進

①正しい知識と理解の普及

認知症は誰もがなりうることを、さまざまな機会を捉え普及啓発し、地域全体が認知症への理解を深めていくため、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター」の養成を引き続き推進します。

認知症に対する市民の正しい知識と理解がより深まるよう、地域で暮らす認知症本人の思いを発信するなど、認知症本人も参画する普及啓発の取り組みを検討していきます。

②予防と社会参加

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加などが認知症の発症予防や進行を遅らせることに効果があるとされていることから、認知症に限らず、全ての高齢者への予防活動を引き続き推進していきます。

認知症カフェや地域の茶の間など、さまざまな地域活動を通じ、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側としての役割をもって暮らせるよう、社会参加や生きがいづくりの取り組みを推進していきます。

③医療・介護連携による切れ目のない支援

認知症は早期発見、早期診断、早期対応が大切なことから、引き続き在宅医療・介護連携を推進するとともに、医療介護関係者等の人材育成や介護サービス基盤を整備し、支援体制を強化していきます。

④認知症に理解のある地域社会の実現

認知症の人や家族が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、認知症に理解ある人や認知症サポーターとともに、身近な地域における支援体制の構築を進めていきます。

また、若年性認知症の人が、適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターや医療機関等と連携を図りながら支援体制の構築を検討していきます。

【関連事業】

- 認知症サポーターの養成
- キャラバン・メイトの養成
- 市民向け講演会や出前講座の開催
- 認知症ケアパス「認知症安心ガイドブック」の作成
- 認知症予防出前講座
- フレイル予防事業
- 認知症カフェや地域の茶の間への支援
- 認知症初期集中支援推進事業
- 医療・介護関係者を対象とした研修会の実施
- 認知症サポート医の養成
- 認知症疾患対策事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- グループホーム等整備推進事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- はいかいシルバーSOSネットワーク
- 認知症カフェや家族会への支援
- 認知症サポーターステップアップ講座
- 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

5. 住まい・施設の基盤整備の推進[住まい]

(1) 多様な住まいの整備

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。

リフォーム需要に対応するため、住宅リフォーム助成事業は適宜見直し、制度の持続可能性を高めていきます。

生活相談や安否確認を行うため市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）に派遣している生活援助員に対し積極的に研修等に参加するよう促し、高齢者を支援する技術や能力を高めます。

【関連事業】

- 住宅リフォーム助成事業
- 住宅改修支援事業
- 高齢者住宅等安心確保事業
- 高齢者福祉施設における生活支援事業

(2) 介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）【再掲】

入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を行うことに加え、既存の広域型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

【関連事業】

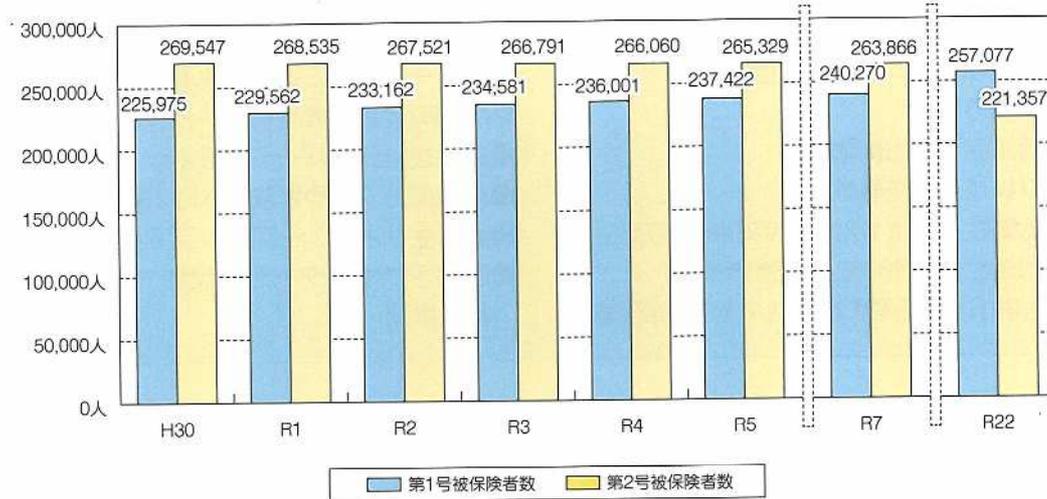
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 などの介護保険サービス

12. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み

(1) 被保険者数の見込み

第1号被保険者は、今後も増加が続く見込みであり、令和5年には237,422人、高齢化率は29.9%、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には240,270人、30.5%、令和22年（2040年）には257,077人、35.7%に達する見込みです。第2号被保険者は、緩やかに減少が続く見込みです。

図 第1号および第2号被保険者数の見込み

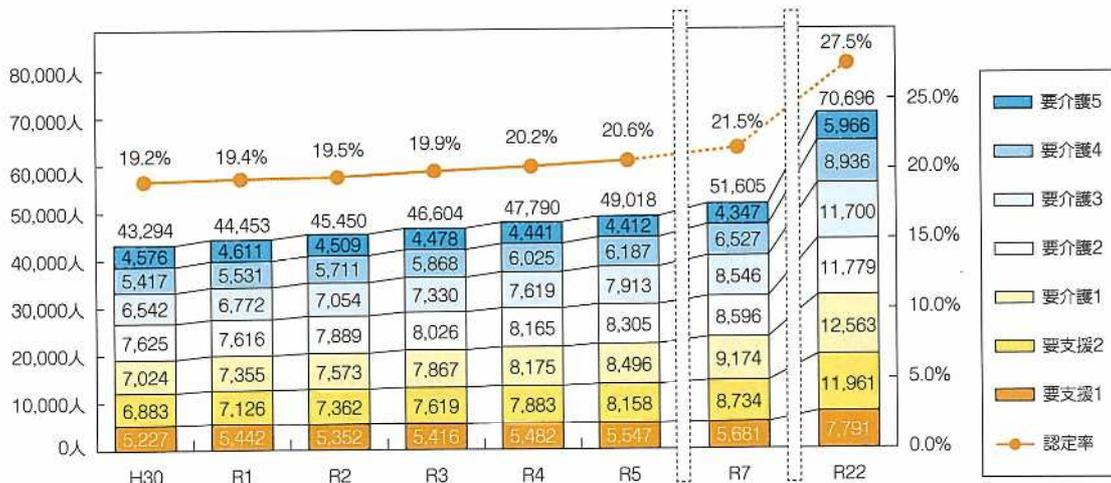


- ※ 各年10月1日現在。
- ※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。
- ※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、第8期計画期間では、要支援・要介護認定者数は年1,100人強の増加が見込まれます。令和7年（2025年）には51,605人、発生率（認定率）は21.5%、令和22年（2040年）には70,696人、発生率（認定率）は27.5%となる見込みです。

図 要支援・要介護認定者数の見込み



- ※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。発生率（認定率）は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。H30～R2年は実績値。R3～R22年はR2年をベースに算出した見込値。

13. 介護保険施設などの基盤整備

第7期に引き続き、地域や在宅で医療・介護が受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービス基盤の整備を進める必要がありますが、深刻な介護人材不足等の問題から整備を希望する事業者が減少傾向にあることなどを考慮し、介護離職ゼロなどの国の方針も踏まえ、主なサービス基盤について次のとおり整備計画を定めました。

■特別養護老人ホーム（地域密着型）の整備年度および整備圏域

【新設】

令和3年度	(中央区) 宮浦・東新潟圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所29人

■特別養護老人ホーム（広域型）の整備年度および整備圏域

【転換】

令和3年度～令和5年度	市内一円 併設ショートステイからの転換	: 計160人
-------------	------------------------	---------

■介護老人保健施設の整備年度および整備地域

【増床】

令和3年度～令和5年度	市内一円 既存施設における定員増	: 計30人
-------------	---------------------	--------

■介護医療院の整備年度および整備地域

【転換】

令和3年度～令和5年度	市内一円 既存介護老人保健施設からの転換	: 計200人
-------------	-------------------------	---------

■認知症高齢者グループホームの整備年度および整備地域

【新設】

令和3年度	(東 区) 山の下圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 小針・小新圏域	: 1カ所18人
令和4年度	(北 区) 葛塚・木崎・早通圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所18人
	(西蒲区) 岩室圏域	: 1カ所18人
令和5年度	(中央区) 鳥屋野・上山圏域	: 1カ所18人
	(秋葉区) 新津第一・新津第二圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 内野・赤塚・中野小屋圏域	: 1カ所18人

【増設】

令和3年度～令和5年度	市内一円 既存事業所における2ユニット化	: 計45人
-------------	-------------------------	--------

■特定施設入居者生活介護の整備年度および整備地域

【新設】

介護付有料老人ホームの整備		
令和4年度	北 区	: 1カ所50人
令和5年度	南 区	: 1カ所50人
	西蒲区	: 1カ所50人

既存施設における特定施設入居者生活介護の提供		
令和3年度～令和5年度		: 計50人

■小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和3年度	(北 区) 岡方・光晴圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(中央区) 関屋・白新圏域	: 1カ所29人
	(中央区) 山潟圏域	: 1カ所29人
令和5年度	(東 区) 藤見・下山圏域	: 1カ所29人
	(中央区) 寄居・新潟柳都圏域	: 1カ所29人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和3年度	(西 区) 小針・小新圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(江南区) 大江山・横越圏域	: 1カ所29人
	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所29人
令和5年度	(中央区) 鳥屋野・上山圏域	: 1カ所29人
	(南 区) 白井・白根北圏域	: 1カ所29人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備年度および整備地域

【新設】

令和3年度～令和5年度 市内一円 : 各年度1カ所程度

表 介護保険施設などの整備計画

		第7期計画期間					R2末	第8期計画期間				R5末
		H30	R1	R2	期間計	R3		R4	R5	期間計		
特別養護老人ホーム	箇所数	1	3	1	5	87	1	1		2	89	
	定員数	29	87	120	236	5,388	218		218	5,606		
	広域型	新設			1	1	52				0	52
		定員数			100	100	4,432				0	4,592
	地域密着型	転換			20	20		160		160		
		定員数										
介護老人保健施設	新設	箇所数	1	3	4	35	1	1		2	37	
		定員数	29	87		116	956	29	29		58	1,014
	増床	箇所数			1	1	39				0	39
		定員数			100	100	3,996				0	3,826
	転換	箇所数						30		30		
		定員数						-200		-200		
介護療養型医療施設	転換	箇所数		-1	-2	-3	2	-2		-2	0	
		定員数		-95	-166	-261	179	-179		-179	0	
介護医療院	転換	箇所数		1	2	3	3	2		2	5	
		定員数		95	166	261	261	402		402	663	
グループホーム	新設	箇所数	4	4	4	12	71	2	3	3	8	79
		定員数	72	72	72	216	1,089	36	54	54	144	1,278
	増設	箇所数				0		45		45		
特定施設 (有料老人ホームなど)	介護専用型 (地域密着型含む)	箇所数			2	2	19		1	2	3	22
		定員数		9	100	109	878	200		200	1,078	
	混合型	箇所数			2	2	18		1	2	3	21
		定員数			100	100	849		50	100	150	999
	既存施設からの提供	指定	箇所数			9		50		50		
	定員数											
小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数	1		3	4	66	1	2	2	5	71	
	定員数	29		87	116	1,856	29	58	58	145	2,001	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数	1		2	3	11	1	2	2	5	16	
	定員数	29		58	87	315	29	58	58	145	460	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	箇所数		1		1	4	3		3	7		

- ※ 数値は着工ベース。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設のR5末箇所数は、転換分・指定分を含んでいない。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設、グループホームのR2・R5末定員数は、転換分・増設分・指定分を含む。
- ※ 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所は、サテライト型事業所の増設分を含んでいない。

14. 介護サービス量の見込み

計画期間における年度ごとの要支援・要介護認定者数を基本とし、今後の整備計画や各サービス別の利用率、その伸び率の直近実績を踏まえ、第8期計画期間における介護サービスの量を推計しました。要支援・要介護認定者数の増加に伴い、多くの介護サービスにおいて、利用者数、利用回数・日数の増加が見込まれます。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要介護1～5）

サービス区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
居	訪問介護	回数	87,645	91,115	99,734	103,512	108,342	113,598	
	訪問入浴介護	回数	1,318	1,315	1,484	1,470	1,537	1,601	
	訪問看護	回数	14,001	14,936	16,343	17,609	18,186	18,709	
	訪問リハビリテーション	回数	5,681	5,921	6,169	6,917	7,407	7,845	
	居宅療養管理指導	人数	2,300	2,409	2,597	2,641	2,713	2,772	
	通所介護	回数	88,320	90,475	91,044	92,671	94,607	96,748	
	通所リハビリテーション	回数	15,631	15,855	15,986	15,892	16,030	16,410	
	短期入所生活介護	日数	70,980	70,791	71,186	70,094	72,019	72,256	
	短期入所療養介護	日数	869	877	723	785	816	882	
	福祉用具貸与	人数	10,388	10,702	11,373	11,659	11,964	12,348	
宅	特定福祉用具購入費	人数	161	155	173	154	158	157	
	住宅改修費	人数	147	158	137	188	192	199	
	特定施設入居者生活介護	人数	609	611	611	737	737	821	
	居宅介護支援	人数	16,613	16,703	17,412	17,372	17,401	17,528	
	地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	35	51	92	93	94	97
		夜間対応型訪問介護	人数						
		認知症対応型通所介護	回数	2,698	2,455	2,310	2,263	2,450	2,520
		小規模多機能型居宅介護	人数	1,290	1,327	1,346	1,492	1,516	1,562
		認知症対応型共同生活介護	人数	835	889	986	1,082	1,136	1,208
		地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		人数	772	840	903	956	985	1,014	
看護小規模多機能型居宅介護		人数	115	182	221	270	295	345	
地域密着型通所介護		回数	1,960	1,997	1,935	2,001	2,022	2,046	
施設		介護老人福祉施設	人数	4,149	4,132	4,147	4,284	4,441	4,500
	介護老人保健施設	人数	3,517	3,506	3,495	3,701	3,796	3,634	
	介護医療院	人数		2	134	247	247	437	
	介護療養型医療施設	人数	406	407	242	170	170	170	

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要支援1・2）

サービス区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護予防	介護予防訪問入浴介護	回数	17	14	16			
	介護予防訪問看護	回数	3,656	4,020	4,155	4,673	4,952	5,145
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,842	1,879	1,696	1,532	1,550	1,593
	介護予防居宅療養管理指導	人数	236	231	218	202	204	200
	介護予防通所リハビリテーション	人数	1,331	1,424	1,329	1,443	1,505	1,576
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,565	1,604	1,252	1,173	1,174	1,217
	介護予防短期入所療養介護	日数	16	29	27	39	44	44
	介護予防福祉用具貸与	人数	4,280	4,641	4,704	5,030	5,308	5,466
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	88	92	87	105	106	115
	介護予防住宅改修	人数	123	127	113	144	146	141
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	80	68	61	70	70	78
	介護予防支援	人数	5,412	5,793	5,779	6,119	6,395	6,675
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	31	30	4		
介護予防小規模多機能型居宅介護		人数	173	155	146	159	161	167
介護予防認知症対応型共同生活介護		人数	1	2	5	7	7	7

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

15. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業に要する費用の見込み

介護サービスや地域支援事業における利用量、介護報酬の改定などを踏まえて算定した第8期計画期間における事業費の見込みは次のとおりです。

事業費は、今後も年20億円程度の増加が続くものと見込まれ、第8期計画期間の総額は約2,541億円であり、第7期と比べると、約236億円、10%程度の増加となっています。

表 介護保険事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

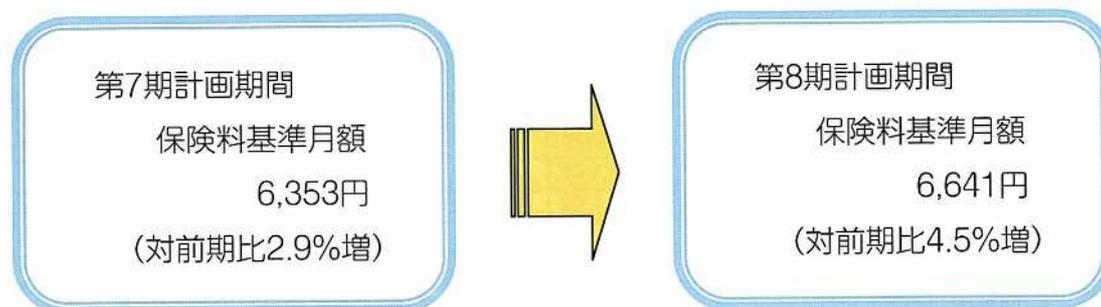
	第7期計画期間				第8期計画期間			
	H30	R1	R2	計	R3	R4	R5	計
保険給付費	70,651,164	72,847,224	75,683,906	219,182,294	78,502,550	80,363,617	82,533,114	241,399,281
居宅サービス費	29,322,902	30,006,711	31,099,988	90,429,601	32,058,908	32,860,189	33,762,634	98,681,731
地域密着型サービス費	10,998,411	11,730,118	12,643,050	35,371,579	13,772,863	14,240,911	14,862,818	42,876,592
施設サービス費	25,510,818	25,938,851	26,426,043	77,875,712	27,914,923	28,724,852	29,278,973	85,918,748
高額介護サービス費等	4,819,033	5,171,544	5,514,825	15,505,402	4,755,856	4,537,665	4,628,689	13,922,210
地域支援事業費	3,540,280	3,709,309	3,709,427	10,959,016	4,041,413	4,242,118	4,374,370	12,657,901
介護予防・日常生活支援 総合事業費	2,257,989	2,350,987	2,271,134	6,880,110	2,525,871	2,635,850	2,728,608	7,890,329
包括的支援事業費 ・任意事業費	1,282,291	1,358,322	1,438,293	4,078,906	1,515,542	1,606,268	1,645,762	4,767,572
介護保険事業費合計	74,191,444	76,556,533	79,393,333	230,141,310	82,543,963	84,605,735	86,907,484	254,057,182

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

※ 事業費には、介護報酬改定に係るプラスの財政影響額（介護報酬改定率の3カ年平均の影響として算定した0.67%）および、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴うマイナスの財政影響額を含む。

(2) 第1号被保険者の保険料

第8期計画期間における介護保険事業に要する費用の見込みを基に、本市の第1号被保険者の介護保険料を算定した結果、基準月額で6,641円となり、第7期計画期間における基準月額と比較して288円、伸び率にして約4.5%増となります。



なお、令和7年度（2025年度）（第9期）は、人口動態などからの粗い推計（自然体推計）では、今後の高齢化の進展に伴い、基準月額で7,400円程度となる見込みですが、今後も、事業の見直しなどにより保険料上昇の抑制に努めます。

現行の保険料段階設定を基本としつつ、他都市とのバランスを図りながら、所得水準に応じた更にきめ細かな段階設定として第14段階を細分化し、第15段階を新たに設定します。

低所得者への配慮として、高齢化の進展に伴う保険給付費の増加により、保険料の上昇が避けられない中で、低所得者に対しては、公費投入による保険料軽減を行います。

また、市が独自に実施している低所得者への保険料の減免については、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

表 第8期計画期間における段階ごとの保険料額

対象者要件		保険料額							
		第7期				第8期			
		段階	保険料率	年額	月額	段階	保険料率	年額	月額
・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者		第1段階	0.20	15,300円	1,275円	第1段階	0.20	16,000円	1,334円
世帯全員が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	第1段階	0.20	15,300円	1,275円	第1段階	0.20	16,000円	1,334円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超え120万円以下の方	第2段階	0.40	30,500円	2,542円	第2段階	0.40	31,900円	2,659円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が120万円を超える方	第3段階	0.65	49,600円	4,134円	第3段階	0.65	51,800円	4,317円
世帯員に 市民税課税者が いるが、 本人は 市民税非課税	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	第4段階	0.90	68,600円	5,717円	第4段階	0.90	71,700円	5,975円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超える方	第5段階	1.00	76,200円	6,353円	第5段階	1.00	79,600円	6,641円
本人が 市民税課税者	前年の合計所得金額(※)が80万円未満の方	第6段階	1.10	83,900円	6,992円	第6段階	1.10	87,600円	7,300円
	前年の合計所得金額(※)が80万円以上125万円未満の方	第7段階	1.20	91,500円	7,625円	第7段階	1.20	95,600円	7,967円
	前年の合計所得金額(※)が125万円以上200万円未満の方	第8段階	1.30	99,100円	8,259円	第8段階	1.30	103,500円	8,625円
	前年の合計所得金額(※)が200万円以上250万円未満の方	第9段階	1.50	114,300円	9,525円	第9段階	1.50	119,400円	9,950円
	前年の合計所得金額(※)が250万円以上300万円未満の方	第10段階	1.70	129,600円	10,800円	第10段階	1.70	135,400円	11,284円
	前年の合計所得金額(※)が300万円以上400万円未満の方	第11段階	1.80	137,200円	11,434円	第11段階	1.80	143,300円	11,942円
	前年の合計所得金額(※)が400万円以上500万円未満の方	第12段階	1.90	144,800円	12,067円	第12段階	1.90	151,300円	12,609円
	前年の合計所得金額(※)が500万円以上700万円未満の方	第13段階	2.00	152,400円	12,700円	第13段階	2.00	159,200円	13,267円
	前年の合計所得金額(※)が700万円以上1,000万円未満の方	第14段階	2.10	160,100円	13,342円	第14段階	2.10	167,200円	13,934円
	前年の合計所得金額(※)が1,000万円以上の方					第15段階	2.30	183,100円	15,259円

- ※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」－「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階の市民税非課税者のみ）」
- 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の段階判定に用いる所得金額は上記※の額となります。
- 税制改正の影響による負担の増加が原則生じないようにするため、以下のとおり介護保険料を算定します。
- ① 第1～5段階の市民税非課税の方の令和2年分以降の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います。ただし、税申告において給与及び年金所得双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の金額を加えてから10万円を控除します。
 - ② 第6～15段階の市民税課税の方の令和2年分以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。
- ①、②について、控除後の金額が0円を下回る場合は0円となります。



やさしさつなぎ
広がる笑顔
新潟市

新潟市地域包括ケア計画

[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]

令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

令和3年3月 発行

発行：新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

編集：新潟市福祉部

高齢者支援課 TEL：025-226-1295／FAX：025-222-5531
E-mail:koreisha@city.niigata.lg.jp

地域包括ケア推進課 TEL：025-226-1281／FAX：025-222-5531
E-mail:hokatsucare@city.niigata.lg.jp

介護保険課 TEL：025-226-1269／FAX：025-224-5531
E-mail:kaigo@city.niigata.lg.jp